

## 長和町の平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率

### ◆地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）の背景

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）が平成 19 年 6 月に公布され、新たな地方財政の再生制度が法制化されました。

従来の再建法制では、地方公共団体の普通会計（地方公共団体本体の会計）において赤字額が標準財政規模（注）の 20%を超えると、いきなり財政再建団体（「レッドカード」）となり、「イエローカード」ともいえる注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

財政健全化法では、「早期健全化（イエローカード）」と「財政再生（レッドカード）」の 2 段階で財政の悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

また、将来負担比率では、広域連合や一部事務組合さらに土地開発公社や第 3 セクタターも含め、地方公共団体全体として将来にわたっての状況を示そうとするものです。

5 つの指標については次のとおりです。

指標	内容
①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。
②実質連結赤字比率	長和町の全会計を対象とした実質赤字額、資金不足額の標準財政規模に対する比率。
③実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率。
④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
⑤資金不足比率	公営企業会計毎の資金不足額の事業規模に対する比率。

（注）標準財政規模：地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表します。

長和町の平成 20 年度の標準財政規模は 3,632,009 千円です。

◆平成 20 年度決算に基づき算定した比率は次のとおりです。

指 標	長和町の比率	国の基準	
		早期健全化	財政再生
①実質赤字比率	－（－4.31）	15%	20%
②実質連結赤字比率	－（－7.56）	20%	40%
③実質公債費比率	17.6%	25%	35%
④将来負担比率	83.9%	350%	
⑤資金不足比率	－	20%	

※①及び②は、黒字であるため「－」と表示され、（ ）内の数値は参考であり黒字のためマイナス表示とし、⑤についても不足していないため「－」と表示します。

町では、平成 21 年 7 月 27 日に監査委員の審査を受け、その意見書を付して同年 9 月 3 日に開会されました長和町議会 9 月定例会に報告し、承認されました。

平成 20 年度普通会計決算では、表に示したとおり①～④の 4 指標すべて国の早期健全化基準をクリアしました。また、実質公債費比率については 18%を下回り、地方債を発行する際に県の許可が必要な許可団体から、協議により発行が出来る協議団体となりました。今後も実質公債費比率が 18%を超えないよう健全財政に努めて参ります。

⑤の資金不足比率に該当する水道・特定環境保全公共下水道事業・簡易排水施設・農業集落排水事業・観光施設事業の 5 会計についても基準をクリアしています。

しかしながら、単に指標の数字にとられるものでなく、財政指標を勘案しながら、町にとって必要な行政サービスは何か、また、縮減可能な行政サービスは何かを十分考慮し、財政状況の改善を図っていきます。